

ID: 942

担当部署: 健康福祉部 地域福祉課

処分の概要	特別障害者手当の返還		
法令名 根拠条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条の5		
法令番号	昭和39年法律第134号		
【基準】 法第26条の5において準用する法第22条第2項の規定による。 第22条 2 前項の規定により同項に規定する期間に係る手当が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定する手当で同項に規定する期間に係るものに相当する金額を都道府県、市(特別区を含む。以下同じ。)又は福祉事務所を設置する町村に返還しなければならない。 (1) 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、第20条に規定する政令で定める額を超えること。 当該被災者に支給された手当 (2) 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条に規定する政令で定める額以上であること。 当該被災者を配偶者又は扶養義務者とする者に支給された手当			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日